

保護者様

年 組 氏名 さん

佐久市立東小学校
校長 大平 尚幸

出席停止について（通知）

学校保健安全法により、病気の悪化と他の児童生徒への伝染を防ぐため、下記により出席停止を指示しますので、家庭において医師と相談のうえ、適切な処置を取られますよう通知します。

なお、この場合の欠席は欠席日数には入りません。

また、インフルエンザが治癒し、登校するときは下記の「治癒報告書」を提出してください。治癒については、受診先の医師に助言を求めてください。

この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入していただくものではありません。

記

- 1 出席停止理由 インフルエンザ
- 2 出席停止期間 発症した翌日から数えて5日を経過し、かつ、解熱してから2日を経過するまで

治癒報告書

佐久市立東小学校 年 組 氏名

上記の者は下記疾患が治癒しており、他に感染のおそれはないことを報告いたします。

- 1 疾患名 インフルエンザ ()
- 2 受診した医療機関および受診日 医療機関名
(受診日：令和 年 月 日)

- 3 発症日と解熱日 ※「早わかり インフルエンザの出席停止期間」を参考にしながらご記入ください。

月／日	↓解熱した日に「解熱日」とお書きください。↓								
	発症日								
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目

「発症後5日」「解熱後2日」のどちらも満たしましたので、登校再開します。

令和 年 月 日

保護者氏名 印

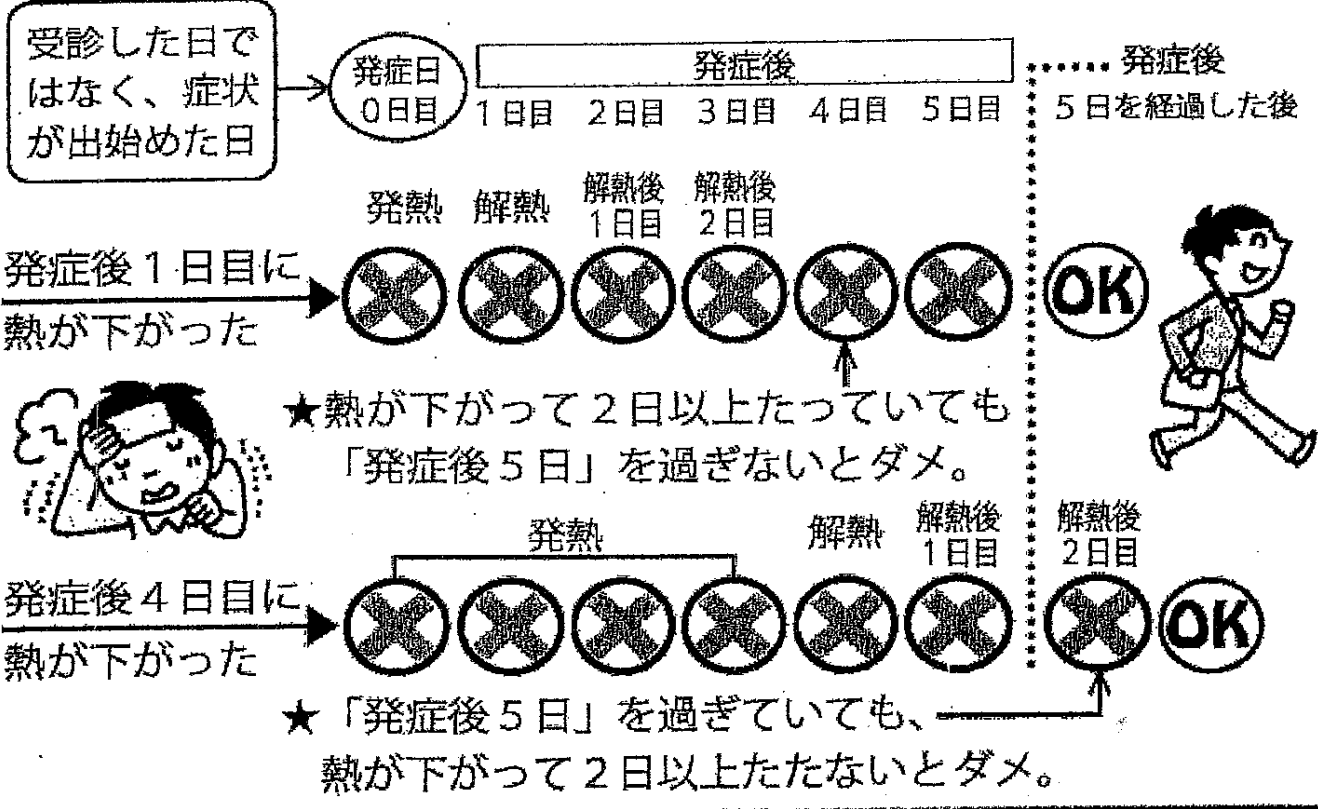
早わかり

インフルエンザの出席停止期間

インフルエンザと診断された場合の出席停止の期間は、法律*で次のように定められています。

発症した後5日を経過し、かつ、^{け おつ}解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで

● 実際の例で考えてみると... ●



※学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成24年文部科学省令第11号）